

(様式 1 - 3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 7 月時点

NO.	39	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 農業水利施設等保全再生事業（双葉町）		事業番号	(5)-40-6
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）		双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(51,962（千円）） 96,662（千円）	全体事業費		(51,962（千円）） 96,662（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
双葉町では、東日本大震災の津波被災と原発事故に伴う帰還困難区域指定で全住民が避難したことにより、町内でのため池の維持管理が行われていない期間が長期となり、令和 4 年 8 月 3 0 日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除後の営農再開に大きな支障となっている。 福島第 1 原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いているほか、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。 農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。 本事業を推進することにより、農業水利施設の機能保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図る。						
事業概要						
(1) 事業の概要 上記目標を達成するため、ため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行い、調査結果を踏まえ、汚染濃度が高いため池について、汚染拡散防止対策（底泥除去）の実施設計を行う。 (2) 事業実施内容 ため池放射性物質対策 (3) 復興計画への位置づけ 双葉町復興まちづくり計画（第 3 次） 第 3 章 双葉町復興まちづくりの戦略 2. 避難指示解除後の戦略 ②営農エリア：双葉町地域営農再開ビジョンの実現 各地区の農地保全組合を支援しながら農地の保全や地力回復に努めるほか、農業用水の確保のため基幹水路や用排水路の復旧を進め、令和 7 年度以降の営農再開を目標に取り組めます。 第 4 章 避難指示解除後 5 年以内に行う分野別基本施策 Ⅱ. 産業・エネルギー 施策 2 農業の再生 (1) 共通 ◆基盤整備 基幹水路、ため池、その他水路、農道等を整備し、水稻等の生産再開に繋がります。						
当面の事業概要						
<令和 5 年度> ため池放射性物質対策（第 43 回申請）【単年度型】 基礎調査 2 箇所 ため池放射性物質対策（第 44 回申請）【単年度型】 基礎調査 2 箇所 詳細調査・実施設計 4 箇所						

<令和 6 年度> ため池放射性物質対策（第 48 回申請）【単年度型】 詳細調査・実施設計 4 箇所	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
本事業でため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開ができる環境の整備及び農作業の効率化を進め、農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。	
関連する事業の概要	
なし	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	